

消防庁の取組みと検討状況

平成28年12月2日

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会（第2回）

※消防庁提供資料

今後の水害及び土砂災害に備えた 地域の防災体制の再点検項目

◎再点検項目

1 避難勧告等の発令態勢の整備

市町村は、住民が的確な避難行動をとれるよう、各種の気象情報、河川情報等を収集し、適時的確に避難準備情報、避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という）を発令する必要がある。

<再点検ポイント>

- ・災害時に支援できるよう日頃から市町村の防災体制の把握ができているか（都道府県）
- ・市町村の避難勧告等発令の判断を助言する体制がとれているか（都道府県）
- ・避難勧告等の対象となる地域区分を事前に設定しているか（市町村）
- ・避難勧告等の客観的基準の設定をしているか（市町村）

2 指定緊急避難場所の指定

平成25年の災害対策基本法改正により、市町村は、災害から緊急に避難する「指定緊急避難場所」と、避難した被災者等が一定期間滞在する「指定避難所」とを区別して指定することとなった。また、その際、災害種別ごとに、危険が及ばない施設等を指定緊急避難場所として指定する必要がある。

<再点検ポイント>

- ・地域の実情を踏まえた災害種別ごとの指定緊急避難場所を指定しているか（市町村）

3 住民がとるべき避難行動の理解促進

市町村は、住民一人一人に対し、避難勧告等が発令された場合、想定される災害ごとに、いつどこに避難すればよいか等の避難行動を予め理解させる必要がある。

<再点検ポイント>

- ・住民一人一人がとるべき避難行動を予め理解させるための取組をしているか（市町村）

4 避難勧告等の確実な伝達

市町村は、避難勧告等発令時に、とるべき行動を具体的に示し、多様な手段により確実に伝達する必要がある。特に、避難行動要支援者、社会福祉施設等の施設管理者には、個別的な手段も用いた確実な伝達を行う必要がある。

<再点検ポイント>

- ・複数の伝達手段を用いた伝達体制となっているか（市町村）
- ・避難行動要支援者に対する確実な伝達方法が確保されているか（市町村）

(概要)

東日本大震災の発生により、防災を取り巻く社会情勢等が大きく変化していることなどを踏まえ、平成25年度に「北海道防災対策基本条例」を改正した。特に、大規模災害などに対して、**長期的・総合的な視点による災害対策を検証する新たな仕組みを創り**、その結果を的確に防災・減災対策に反映することで、PDCAサイクルを確立。

北海道防災対策基本条例

第30条 道は、道内で大規模な災害が発生した場合その他それ以外の災害に関し必要があると認める場合には、**市町村及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うものとする。**

2 道は、前項の検証の結果を公表するとともに、**防災対策に反映させるものとする。**【平成26年条例改正により追加】

災害検証の進め方

北海道

1. 検証の必要性の検討
2. 知事から防災会議に諮問

防災会議

1. 災害検証委員会の設置
2. 災害検証の実施
3. 議決、知事への答申

北海道

検証結果（答申）を公表するとともに、本道の防災力の向上に反映。

災害検証の実施方法

1. 趣旨
道、市町村、防災関係機関等が講じた災害対策等が住民の生命や生活を守るために十分に機能したか課題等を明らかにし、その結果を今後の防災対策に反映。
2. 検証の対象
対象期間を検討（平常時、災害発生時、応急対策時、復旧時等の防災対策）
3. 検証項目（基本とする事項）
①情報収集・通信②避難行動③避難所運営・支援④物資及び資機材の備蓄・支援
⑤災害対策本部の体制と活動⑥救助救出・災害派遣要請⑦医療活動⑧広報・情報提供
⑨ライフライン⑩交通⑪孤立地区⑫ボランティア⑬被災市町村の行政機能⑭積雪寒冷期等⑮その他
4. 検証に係る調査の実施
道の各部局や防災関係機関等に対し、文書照会やヒアリング等を実施
5. 検証結果と防災対策への反映
検証結果等報告書を取りまとめ、北海道の災害教訓として市町村や防災関係機関、道民等に広く周知・共有するとともに、地域防災計画等に反映させるなど、北海道の防災力の向上に活用。

「平成28年8月から9月にかけての大雨等災害」に関する検証委員会

北海道では、平成28年8月中旬から9月にかけて観測史上例のない4つの台風が次々と上陸・接近し、全道各地で記録的な豪雨となり、近年、他に類を見ない大災害となったことから、**北海道防災対策基本条例に基づき、災害検証を行うこととした。**

今回の大雨等災害の特徴等を踏まえ、情報収集・共有、初動対応の体制、避難勧告等・避難所運営、被災自治体支援、物資輸送、救助救出、訓練・研修を重点的に検証。

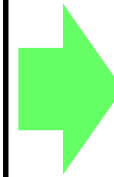
第1回(10/26)、第2回(11/24)、第3回(12月下旬：一次報告)を経て、**年度内に最終報告書を取りまとめ予定。**

業務継続計画策定状況

業務継続性の確保の必要性＜防災基本計画（抄）＞

地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

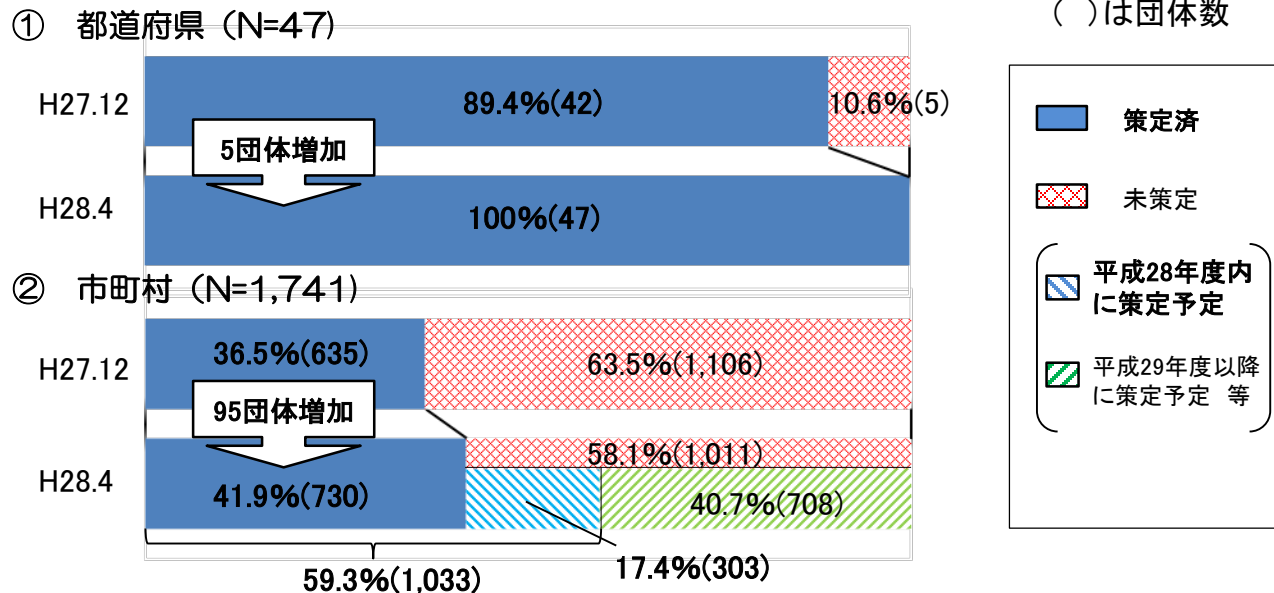
業務継続計画：優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。



市町村の策定を支援

小規模な市町村においても容易に重要なポイントを整理できるよう、平成27年5月に「**市町村のための業務継続計画作成ガイド**」（内閣府防災担当）を策定し、研修会等を通じて市町村を支援。

業務継続計画策定状況の推移



- 策定済団体が前回調査(平成27年12月)から、都道府県で**5団体**、市町村で**95団体増加**。

- 都道府県では、**全ての団体で策定が完了**。

- 市町村では、平成28年度内に**1,033団体 (59.3%)**で策定が完了する予定。

地方公共団体に対し、以下を周知

業務継続計画を策定していない市町村は、市町村のための業務継続計画作成ガイドを参考に、早期に業務継続計画を策定すること。

業務継続計画を策定している団体は、職員の教育や訓練等により実効性を高めるとともに、内容の充実を図ること。